

重要事項説明書（介護保険）

I. 指定訪問看護ステーションなかがみの概要

法人名：社会医療法人 敬愛会 代表者名：理事長 宮里 善次
事業者名：訪問看護ステーションなかがみ
所在地：〒904-2142 沖縄県沖縄市字登川566番地
電話：098-939-1638 FAX：098-939-2437
事業者番号：4760490021（介護保険） 指定年月日：平成15年2月14日
サービス実施地域：沖縄市・うるま市（旧勝連町・与那城町を除く）・読谷村・嘉手納町・北谷町
営業時間：月曜日～土曜日 8：30～17：30 **※24時間緊急連絡体制あり（加算）**
休業日：日曜日・年始（1月1日～1月2日）
職員体制： 看護師 常勤7名以上、理学療法士 常勤・兼務1名以上
管理者： 佐久田 恵

II. 事業の目的

訪問看護は、看護師が家庭を訪問し、病気や障害により支援を必要とする方の看護をおこなうサービスで介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できます。主治医の治療方針や介護支援専門員のケアプランに沿って、医療・保健・福祉など他のサービス事業者との連携を図り安心した在宅療養を支援していきます。

お申し込みは、訪問看護ステーション事業所又は主治医・介護支援専門員へご相談ください。

訪問看護を開始するにあたっては、主治医の『訪問看護指示書』が必要です。

III. 訪問看護サービス内容

1. 日常生活の看護・健康相談
2. 医師の指示による医療処置
 - ①経管栄養・胃瘻管理・中心静脈栄養 ②人工肛門・人工膀胱 ③在宅酸素の管理
 - ④吸入・吸引の実施 ⑤各種カテーテルの管理 ⑥スキントラブルの処置 ⑦輸液管理 など
3. 介護相談・福祉制度の紹介
4. 在宅リハビリテーション
5. 医療機関やサービス事業者との調整

IV. 利用料金・・・（別紙参照） 介護保険・医療保険でのサービス利用料金は異なります。

V. 医療機関および市町村等との連携について

訪問看護サービスは、地域の介護を必要とする高齢者や療養者の状況や他の保健・医療・福祉サービスの状況等をふまえて、適切かつ安定的に在宅サービスが受けられるように支援します。市町村や他の保健・医療・福祉サービスを提供する者（介護保険の場合、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者を含む）との密接な連携をとります。

利用者の病状や心身の状況に応じて適切な訪問看護を行うため、主治医と密接なかつ適切な連携をはかり、緊急時の連絡体制を強化していきます。

VI. 個人情報保護について

事業所および訪問看護師は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者またはその家族の秘密を守ります。利用者に係るサービス担当者会議等において連携を取るなど正当な理由がある場合に限り、利用者や御家族の了解を得て個人情報を利用するものとします。

医療保険対象者については、市町村の保健福祉サービス等の連携を図るため、必要な情報を市町村や保健所、精神保健センターに、ご本人やご家族の了解を頂き提供することもあります。

正当な理由なく、第3者に漏洩することがないよう細心の注意を払うものとします。

- ・ 退院前カンファレンス
- ・ サービス担当者会議（介護保険利用者）
- ・ 市町村等・保健所長宛への訪問看護の情報提供（訪問看護の情報提供書）
- ・ 訪問看護計画書・訪問看護報告書 → 居宅介護サービス計画書に反映されるべき問題がある場合
居宅介護支援専門員への情報提供 等

VII. 利用者の留意事項

1. 金品の管理や訪問時のもてなしの辞退

金銭、証書、書類等の預かりは出来ません。また、訪問時に職員への飲食等のもてなしはご遠慮いたします。

2. 安心して在宅療養して頂くために、24時間緊急連絡体制をとって対応させていただきます。そのためには、申し込みが必要であり、一定額の利用料金が必要になります。

3. サービス時間及び曜日の変更あれば、できるだけ早めのご連絡をお願いします。

容態の急変など緊急やむえない事情がある場合には、その限りではありません。

VIII. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止などのために、次に掲げるとおり必要な処置を講じます。

（1）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	佐久田 恵（訪問看護ステーションながみ管理者）
-------------	-------------------------

（2）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

IX. 苦情・相談窓口について

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、事業所の相談窓口までご連絡ください。

速やかに対応いたします。また、申し出方法として、「ご意見箱」を利用いただく場合は法人内施設に設置された「ご意見箱」に投函してください。その他に、市町村や沖縄県国民健康保険団体連合会等の窓口もございます。

	相 談 窓 口	連 絡 先	受 付 時 間
訪問看護ステーション ながみ	管理者 佐久田 恵	098-939-1638 FAX:098-939-1674	月曜日～土曜日 午前8:30～午後5:30
社会医療法人敬愛会	医療安全推進室	098-939-1300（中頭病院） 098-939-1301（ちばなクリニック）	月曜日～金曜日 8:30～17:30 ※土曜日は12:30まで
市 町 村	沖縄市介護保険課	098-929-3141	月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15
	うるま市介護長寿課	098-973-3208	
	読谷村福祉課	098-982-9209	
	嘉手納町福祉課	098-956-1111	
	北谷町福祉課	098-936-1234	
沖縄県国民健康保険 団体連合会	介護サービス 苦情処理相談窓口	098-860-9026 FAX: 098-860-9026	月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:00

X. 在宅看護・医療の実習受入れについて

在宅医療が推進されていく中で、医師や看護学生などが在宅療養者へのニーズに対応すべき知識や技術を習得するために訪問看護ステーションでの実習が教育課程のなかに位置づけられています。

当訪問看護ステーションにおいても、研修医や看護学生の実習現場として実習生を受入れ教育に取り組んでおります。よって、スタッフの管理のもとに同行訪問を行っておりますのでご理解と御協力をお願いします。

訪問看護ステーションなががみ 訪問看護利用料

2026年6月～

作成：2026/5/19

介護保険(要介護1～5)											
(サービス提供票に基づく)											
サービス内容(基本)											
訪問看護 I 1 (20分未満)											
訪問看護 I 2 (30分未満)											
訪問看護 I 3 (30分以上1時間未満)											
訪問看護 I 4 (1時間以上1時間30分未満)											
作業(または理学)療法士による訪問(20分)〈訪看 I 5〉											
作業(または理学)療法士による訪問(40分)〈訪看 I 5〉											
加 算											
緊急時訪問看護加算1(月1回)											
訪問看護サービス提供体制加算 I (1回)											
訪問看護初回加算(1月につき)											
訪問看護介護連携強化加算											
訪問看護体制強化加算Ⅱ(月1回)(令和6年5月～)											
介護職員等処遇改善加算											

介護保険(予防支援 要支援1・2)											
(サービス提供票に基づく)											
サービス内容(基本)											
予防訪問看護 I 1 (20分未満)											
予防訪問看護 I 2 (30分未満)											
予防訪問看護 I 3 (30分以上1時間未満)											
予防訪問看護 I 4 (1時間以上1時間30分未満)											
作業(または理学)療法士による訪問(20分)〈予防訪看 I 5〉											
作業(または理学)療法士による訪問(40分)〈予防訪看 I 5〉											
加 算											
緊急時介護予防訪問看護加算(月1回)											
訪問看護サービス提供体制加算 I (1回)											
訪問看護初回加算(1月につき)											
訪問看護専門管理加算2(月1回)											

その他の訪問看護利用料

営業地域外の交通費	330円	ご遺体のお世話	11,000円
-----------	------	---------	---------

※ 衛生材料・日常生活物品などについては実費負担となります

3割負担

2割負担

1割負担

3割負担

2割負担

1割負担

重要事項説明同意書

年 月 日

説 明 者

法 人 名 : 社会医療法人 敬愛会

事業所名 : 訪問看護ステーションなかがみ

担 当 者 : _____

私は、別紙書面に基づいて上記担当者より重要事項の説明を受けました。
その内容に同意いたします。

年 月 日

利用者住所 : _____

利用者（自署） : _____

代理人 : _____ 続柄（ ）

* 本人が自署できない場合に記入

代理人住所 : _____